

福山市営渡船建造業務に関するプロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザルの目的

本プロポーザルは、福山市（以下「本市」という。）が広島県と連携して進める鞆地区東西交通・交流拠点整備に伴い、鞆地区と仙酔島を結ぶ新たな運航ルートに適した福山市営渡船（旅客船1隻）の建造事業者を選定することを目的とする。

本業務では、省エネルギー化や安全性の確保及びすべての利用者が快適に利用できるバリアフリー機能を備えた船舶の建造を行い、本船舶が南部地域の新たな観光資源となることを目指す。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市営渡船建造業務

(2) 対象航路

福山市鞆町～仙酔島を結ぶ航路

(3) 業務内容

別紙「福山市営渡船建造業務基本計画書」及び「福山市営渡船建造業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日（水）までの間とする。

(5) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課

電話：084-928-1042（直通） FAX：084-928-1736

E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

3 委託費

委託費の上限は240,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、見積書の金額が委託費の上限を超過した場合は、失格とする。

※ただし、この金額は、本プロポーザル実施にかかる企画提案書を作成するうえでの設定金額であり、契約を約束するものではない

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 造船法（昭和25年法律第129号）第6条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) この公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 公告の日から起算して過去5年以内に、本業務に類似する業務を実施した実績を有すること。
類似する業務とは、本件と同等クラスの旅客船の建造をいう。
- (8) 次に掲げる事項について実績等を有する者であること。
- ア 船舶建造施設
当該船舶の建造に必要な能力を有すること。
 - イ 船舶設計技術者
当該船舶の建造設計を自社で実施でき、技術者を確保できること。
 - ウ 船舶建造技術者
当該船舶の建造に必要な技術者を確保できること。
 - エ 資力
本建造事業の完遂に必要な資力を有すること。
 - オ 納入後のメンテナンス体制
建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても迅速にアフターサービス・メンテナンスを行う体制を確保できること。

6 参加申込の手続等

(1) 選考スケジュール

項 目	日 程
公 告	2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から 2025 年（令和 7 年）8 月 7 日（木） 午後 5 時まで
質問書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）から同年 7 月 30 日（水）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金） 市ホームページへ掲載。
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）から同年 8 月 7 日（木）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 8 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 8 日（金）から同年 8 月 18 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーション実施案内通知	2025 年（令和 7 年）8 月 19 日（火）
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）8 月 20 日（水）
企画提案書の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 25 日（月）

(2) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

公告の日から2025年（令和7年）8月7日（木）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

2(5)に同じ。

ウ 配付方法

2(5)の場所で交付又は福山市ホームページの観光戦略課
(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kanko/>) に掲載

(3) 質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年（令和7年）7月24日（木）から同年7月30日（水）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を観光戦略課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとする。）を添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名を「福山市営渡船建造業務に関する質問書」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2025年（令和7年）8月1日（金）までに本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）7月24日（木）から同年8月7日（木）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も、2025年（令和7年）8月7日（木）午後5時必着（当日消印は無効。）となるので、確実に届く方法とする。

また、郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(2) 提出場所

2(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参又は郵送とは別に、各提出書類をPDF化したものを電子メールで提出すること

※メール送信の際は、件名を「福山市営渡船建造業務の参加申込」として送信すること

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする

(4) 提出書類及び部数

次のア～タの書類を作成し、各1部を提出すること。

（ケ、サ、シ及びスについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 福山市営渡船建造業務に係る公募型プロポーザル受付票	様式2
イ 参加申込書	様式3
ウ 会社概要書	様式4及びパンフレット等
エ 造船業登録済証	写し
オ 実績報告書	様式5 過去5年以内の本業務に類似する実績について、概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等）を添付すること（写しでも可）。
カ 保有する造船施設の概要	任意様式 保有する造船施設の規模や造船能力（船台数等）を明らかにすること。
キ 造船所の体制・組織図	任意様式 設計・施行・メンテナンス等に必要な技術者の確保状況が分かるものとする。
ク 納入後のメンテナンス体制調書	任意様式 メンテナンス体制図、補償期間・納入後に実施可能なメンテナンスの範囲（有償・無償の判断基準）を示すこと
ケ 商業登記簿謄本	写しでも可
コ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表	法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し
サ 市税の完納証明書	原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式6）を提出すること。
シ 納税証明書	写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用）
ス 印鑑証明書	原本
セ 使用印鑑届	様式7 実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。
ソ 委任状	様式8 契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。
タ 誓約書	様式9

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式10）

2025年（令和7年）8月8日（金）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を郵送で通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う
- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める

9 企画提案書の作成等

次の項目について、企画提案書を作成すること。

企画提案書は、A4サイズ10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及びマーク社章等は記入しないこと。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）8月8日（金）から同年8月18日（月）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も、2025年（令和7年）8月18日（月）午後5時必着（当日消印は無効。）となるので、確実に届く方法とすること。また、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(2) 提出場所

2(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出書（鑑文）（様式11）

イ 企画提案書（様式12）

別紙「福山市営渡船建造業務基本計画書」を踏まえるほか、次の項目及び審査基準に沿って作成すること。

（ア）新船の基本コンセプト・デザイン

（イ）新船の概要及び特徴・特性等

（ウ）利用者が快適に過ごせる工夫

（エ）将来の維持管理費を軽減する工夫（12年間のランニングコスト等の概算費用を示すこと。）

（オ）船内外の騒音・振動対策への工夫

（カ）復原性能、推進性能、耐航性能等の安全性への配慮に関する工夫

（キ）工程表（仮契約締結から2027年（令和9年）3月末までの本建造事業のスケジュール）

（ク）その他、より良い船舶とするための独自の工夫

ウ 見積書（任意様式）

※日本工業規格A4判の任意様式に提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、見積金額

（消費税及び地方消費税を含む。）及び企画提案書の内容に沿った積算内訳を記載すること

※エコモ財団の助成制度を活用するため、バリアフリー整備にかかる費用については、別途見積書を作成すること

エ 現場組織表（任意様式）

本業務に係る設計・建造・調整等の各現場責任者を明記すること。

オ 建造仕様書又は要目表（任意様式）

新造の全ての要目（基本計画書に定めた要目も含む。）を明記すること。

カ 基本図面（任意様式）

- ・一般配置図
- ・中央断面図
- ・バリアフリー施設図（バリアフリー客室、その他配慮事項について記載したもの。）
- ・外観図（カラーで「鳥瞰図」など外観・艤装等が分かるもの。）

キ その他（任意様式）

- ・総トン数計算書
- ・省エネルギー設備関係説明資料
（船型や船舶の機関部及び電気部において、燃料消費量の軽減等の省エネルギー化に対応するための設備・設計等に関する資料）
- ・推定速力計算書（新船にトリム制御装置を備えた場合は、当該装置を備えていない仕様の推定速力計算書も提出すること。）
- ・栈橋接岸イメージ図（タラップの傾斜について記載すること。）
- ・その他本建造事業に当たってアピールできるもの

(5) 提出部数

ア 提出部数

7部（社名あり1部、社名なし6部）

※企画提案書提出書（鑑文）（様式11）については、1部とする

イ その他

- ・企画提案書は、1者1提案とする。また、採用された提案の著作権は、福山市に帰属する。
- ・提案内容と試運転（運航時）等のデータに著しい相違があるときは、受注者は修補の責めを負う場合があるものとする（ただし、修補が合理的でない場合は、損害賠償の責めを負う場合がある。）。

10 企画提案書の評価及び評価基準

8で提出された企画提案書をもとに福山市営渡船建造業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価する。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション（ヒアリング）内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。

(1) 選考方法

ア 評価委員会が評価基準書に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。

イ 評価委員会における評価が高い順に、本業務の受注候補者を1者、次順候補者を1者選定し、受注候補者と随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次順候補者と交渉を行う。

ウ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。

エ 評価点が基準点全体の60%未満（評価委員の合計点の平均が60%未満）の場合は、交渉権者として選定しない。

オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時

2025年（令和7年）8月20日（水）

※参加資格を有する提出者全員にプレゼンテーション実施案内（様式12）を郵送で通知する

イ 所要時間

プレゼンテーション 15分程度

評価委員及びオブザーバーからの質疑 20分程度

(4) 注意事項

ア 他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

イ 指定の時間に遅れた場合は審査対象とならない。

(5) 選定結果（様式13）の通知

2025年（令和7年）8月25日（月）

プレゼンテーション参加者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。

通知後、発注者と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページの観光戦略課に公表する。

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

11 契約の締結

(1) 審査により決定された委託候補業者は、本市と内容等について、別途協議の上、業務委託契約を締結する。なお、本件は議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年条例第20号）第2条及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和41年条例第24号）第2条に基づく福山市議会の議決が必要な契約であるため、仮契約の締結後、福山市議会の承認を得たのち本契約の締結となる。また、支払いについては、工程に合わせた出来高払いとし、請求を受けた日から30日以内に支払う。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場

合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

12 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費（見積限度額）（予算額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

13 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 参加資格が認められた場合、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定すること。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償する。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わない。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の内容に同意したものとする。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しない。

福山市営渡船建造業務委託 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	参照
(1) 見積価格 (5点)	必要な業務を把握し、妥当な提案内容、業務規模となっており、参考見積の金額は妥当であるか。	5	見積書
(2) 実施体制 (10点)	新船建造の実施体制や建造実績から、確実な建造が見込まれるか。	5	造船施設の概要 実績報告書 現場組織表
	納入後の適切なメンテナンス体制が構築されているか。	5	納入後のメンテナンス体制調書
(3) デザイン (20点)	福山市らしく、かつ親しみの持てるデザインとなっているか。	10	企画提案書（イ）
	利用者が快適に過ごせるような工夫がみられるか。	10	企画提案書（ウ）
(4) 技術力 (30点)	契約後から引き渡しまでの工程が妥当であり、実現性があるか。	5	工程表
	燃料消費量の節減など、省エネルギーへの対応に工夫がみられるか。	10	省エネルギー設備関係説明資料
	船体や機関の維持管理費を軽減するための工夫があるか。	10	企画提案書（エ）
	船内外の騒音、振動対策に工夫がみられるか。	5	企画提案書（オ）
(5) 安全性 (30点)	船体構造において、復原性能、推進性能、耐航性能等の安全性への配慮に工夫があるか。	10	企画提案書（カ） 推進速力計算書
	本航路の各栈橋に適切に着岸でき、かつ、乗客が安全に乗降できる設計となっているか。	10	栈橋接岸イメージ図
	客室内のバリアフリー対応施設は使いやすいものとなっているか。	10	バリアフリー施設図
(6) その他 (5点)	より良い船舶とするための独自の工夫があるか。	5	企画提案書（キ）
合計		100	